

◎新潟県告示第960号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成29年8月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

登録番号	15018	登録年月日	平成21年9月9日					
登録検査機関の名称	株式会社 諸長							
代表者氏名	代表取締役 諸橋 勤							
主たる事務所の所在地	新潟県魚沼市十日町352番地15							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産玄米							
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員				成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	住 所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新 潟 県	榎本 定雄	新潟県魚沼市七日市 97-3	玄米	K1517176				
	<del>梶玉 智志</del>	<del>新潟県新潟市南区下曲通 118</del>	<del>玄米</del>	<del>K1517151</del>				
	<del>中澤 智</del>	<del>新潟県南魚沼市穴地 260</del>	<del>玄米</del>	<del>K1524006</del>				
備 考	略称『諸長』平成29年8月18日 農産物検査員1名の新規登録、2名の削除。検査員合計4名。							